

10. 雇用の促進について

1) 北海道障害者職業能力開発校の入学

職業能力開発促進法に基づいて、国が設置し、北海道が委託を受けて運営する障がいのある方を対象とした職業能力開発施設です。

一人ひとりの適正に合わせた職種についての知識や技能・技術を習得できるよう職業訓練を行い、職業を通じて自立を図るとともに、産業の発展に寄与する技能・技術者の養成を目的としています。

昭和 40 年 4 月砂川市に設置された国立の北海道障害者職業能力開発校では、総合ビジネス科、プログラム設計科、CAD 機械科、建築デザイン科、総合実務科(知的障がい者のみ)の訓練を行っています。

《募集対象者》

- ・職業的自立が見込まれる方で、就労意思のある方
- ・就労に必要な知識、技能を習得する意思のある方
- ・障がいの症状が固定している方で集団生活が可能な方

《応募資格》

◎普通過程(総合ビジネス科、プログラム設計科、CAD機械科、建築デザイン科)は次のいずれにも該当する方です。

- ・学校教育法による高等学校を卒業した方若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- ・身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を持った方

◎短期過程(総合実務科)は次のいずれにも該当する方です。

- ・一般求職者等の方
- ・療育手帳の交付を受けている方または公的機関の判定を受けた方

《在校中の特典》

- ・授業料は無料です。
- ・入校日現在雇用保険の受給資格者には、修了日まで雇用保険が延長給付されます。
- ・雇用保険対象以外の方で、職業安定所長の受講指示を受けた方には職業訓練手当が給付されます。

入校を希望される方は、入校相談担当者へおたずね下さい。

【担当】国立北海道障害者職業能力開発校 電話 0125-52-2774